

内部告発者への報復を繰り返す銀行を許すな！

あおぞら銀行の社会的責任を問うたたかいを 支援する決議

あおぞら銀行（旧・日本債券信用銀行）で教育担当に任命されていた伊藤さんは、同僚の不正行為が長期間放置されたままであることを、コンプライアンス管理部署にホットライン通報しました。

すると銀行は通報者の伊藤さんに対して、昇格前の時期も含む過去6年も前から現在に至るまで「これまで一度も注意されたことのない」事柄などを「懲戒事項に該当する」との理由で、指示された覚えのない事柄を「指示した」と事実をねつ造され、懲戒処分の脅しをかけられました。

この異常な対応が内部通報に対する組織的な報復と感じた伊藤さんは、金融ユニオンに昨年8月加入以降、10月の第1回団体交渉含め、懲戒事由の根拠について説明を求め続けました。

銀行は具体的な説明をしないまま、組合と交渉中であるにもかかわらず、伊藤さんに懲戒処分（出勤停止）を行いました。組合が、理由不明のまま出された、この不当な処分を文書で抗議したところ、銀行は本年2月、伊藤さん呼び出し「今年度の人事考課は低評価である」「来年度は2階級降格の可能性」「今後、働く場所を提供できない」「よって、合意退職を提案する」などと一方的に通告してきました。そして、退職勧奨を拒否した伊藤さんに、4月1日付で、人事考課7段階中オール1評価、2階級降格、人事部附異動を強行してきました。

この間、銀行の不誠実な対応に組合として団体交渉の要求を再三行いましたが、銀行がこれに応じないことから、3月29日、東京都労働委員会へ不当労働行為救済申立を行いました。

東京都労働委員会での調査が始まりましたが、現在伊藤さんは、私物保管場所も取り上げられ、従業員フロアへも一切入れず、隔離部屋で終日レポート業務を行うだけの環境に置かれるなど、明らかな人権侵害攻撃を受けています。

あおぞら銀行には、公的資金を受け再生した同銀行の経緯から見ても、より高い企業の社会的責任が求められています。伊藤さんに対する人権侵害行為をやめさせるため、私たちは全国・地域の仲間と力を合わせて、このたたかいを最後まで支援します。

以上、決議する。

2021年10月2日
全国金融労働組合連合会
第16回定期全国大会